

第18節 労務供給計画

災害時における必要な労務者等の雇上げは、本計画の定めるところによるものとする。

第1 実施責任者

労務者等の雇上げは、それぞれの応急対策実施機関において行うものとする。

主な実施機関
 市町村，県（保健福祉政策課，河川課，営繕課），
 警察本部、徳島労働局

第2 労務者等の把握

日雇労働者及び一般求職者は、県下各公共職業安定所において把握しておくものとする。

第3 従事命令又は協力命令

災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合、次に掲げる執行者は、災害対策基本法，災害救助法，警察官職務執行法，消防法及び水防法の定めるところにより従事命令又は協力命令を発するものとする。

従事命令・協力命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法令	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	市町村長 警察官・海上保安官
		災害対策基本法第65条第2項	
災害救助作業 (救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第24条	知事
	協力命令	災害救助法第25条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令	災害対策基本法第71条第1項	知事 市町村長（委任を受けた場合）
	協力命令		
災害救助対策作業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員・消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者 水防団長 消防機関の長